

共生社会の形成

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。共生社会を実現するために、障害者等が直面する社会的障壁を取り除いていくという考え方は、「障害者権利条約」の理念である障害の「社会モデル」の考え方を踏まえたものである。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある。また、障害の捉え方については、障害を単に心身や生活機能の障害として捉えるのではなく、環境因子等と相互に影響し合うものとして捉える世界保健機構（WHO）が示している国際生活機能分類（ICF）や障害の「社会モデル」の考え方が一般的となっている。

資料④ P159

インクルーシブ教育システム

「障害者の権利に関する条約（平成26年2月19日効力発生）」の第24条によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「教育制度一般」から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」（障害者差別解消法）に基づき、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」という。

合理的配慮

改正差別解消法が施行され（令和6年4月）公立・私立問わず合理的配慮の提供は全ての校種の学校（園）等に法的義務となっている。「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校（園）の設置者及び学校（園）が必要かつ適当な変更・調整を行い、障害のある子どもに対し、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、また、学校（園）の設置者及び学校（園）に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものである。

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、学校（園）の設置者及び学校（園）と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、可能な限り合意形成を図った上で決定し提供されることが望ましい。

京都府教育委員会においては、「京都府教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年4月1日）」が定められ、合理的配慮の基本的な考え方とともに学校での具体的な配慮内容等が示された。

連続性のある「多様な学びの場」学びの連続性

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」における環境整備の充実と指導方法の工夫改善に努め、校長のリーダーシップの下、学校全体で対応することや、校内外の専門家の活用を図り、障害のある子どもへの支援を充実させることが必要である。

学習指導要領においては、学校間等で相互の行き来がしやすくなる分、「学びの連続性」を確保していくために、各教科等の目標・内容等を連続させていく重要性が示されている。例えば、小学校と特別支援学校小学部（知的障害）の教科の目標や内容がつながることにより、個々の児童の学びの連続性が確保されることになる（本編 P 45 IV－2－(8)「特別支援学校における教育課程の編成」参照）。

高等学校における通級による指導の制度化

学校教育法施行規則等の一部が改正（平成28年12月）、平成30年 4 月 1 日から施行された。これまで、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において実施されてきた、いわゆる通級による指導（各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別の場で受ける指導形態）を、高等学校等においても実施できるように制度化が図られたものである。

高等学校における通級による指導が制度化された社会的背景としては、中学校において通級による指導を受けている生徒数が年々増加していることがそのひとつとして挙げられている。また、これらの生徒を受け入れている高等学校においても、より実態に応じた特別支援教育をさらに進めることが大切である。

該当する児童生徒

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者（身体虚弱者を含む。）	知的障害者 肢体不自由者 病弱者及び身体虚弱者 弱視者 難聴者 言語障害者 自閉症者・情緒障害者	言語障害者 自閉症者 情緒障害者 弱視者 難聴者 学習障害者 注意欠陥多動性障害者 肢体不自由者 病弱者及び身体虚弱者

《参考資料》
☐ 「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について」（通知）（文部科学省 令和 5 年 3 月）
☐ 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（文部科学省 平成29年 3 月）
☐ 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の交付について（通知）」（文部科学省 平成28年12月）
☐ 「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害がある人となない人とが支え合う社会づくり条例」（京都府 平成30年 3 月）
☐ 「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」（京都府 平成27年 4 月）